

(管理栄養士養成施設の指定の基準)

第十一条 令第十条の規定による主務省令で定める基準は、第九条第六号、第九号、第十号及び第十三号に規定するもののほか、次のとおりとする。

一〇十四 (略)

(内容変更の承認)

第十二条 令第十一条の規定による指定養成施設(法第五条の三第四号の規定による指定を受けた学校であるものを除く。次条及び第十四条において同じ。)の設置者であつて、令第十一条の規定による内容変更の承認を受けようとするものは、学生若しくは生徒の定員又は修業年限を変更しようとする場合は変更しようとする年度の前年度の九月三十日までに、同時に授業を行う学生若しくは生徒の数を変更しようとする場合又は教育内容ごとの単位数若しくは履修方法を変更しようとする場合は変更しようとする日の二月前までに、変更の内容を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(変更の届出)

第十三条 指定養成施設の設置者に係る令第十三条の主務省令で定める事項は、第八条第一項第一号又は第二号に掲げる事項とする。

(権限の委任)

第二十条の二 法第六条の四第一項及び令第二十条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第五号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一・二 (略)

三 令第十一条に規定する権限

四 令第十二条から第十四条までに規定する権限

五 令第十五条に規定する権限

(管理栄養士養成施設の指定の基準)

第十一条 令第十一条の規定による主務省令で定める基準は、第九条第六号、第九号、第十号及び第十三号に規定するもののほか、次のとおりとする。

一〇十四 (略)

(内容変更の承認)

第十二条 令第十二条第一項の規定による指定養成施設(法第五条の三第四号の規定による指定を受けた学校であるものを除く。次条及び第十四条において同じ。)の設置者であつて、令第十二条第一項の規定による内容変更の承認を受けようとするものは、学生若しくは生徒の定員又は修業年限を変更しようとする場合は変更しようとする年度の前年度の九月三十日までに、同時に授業を行う学生若しくは生徒の数を変更しようとする場合又は教育内容ごとの単位数若しくは履修方法を変更しようとする場合は変更しようとする日の二月前までに、変更の内容を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(変更の届出)

第十三条 指定養成施設の設置者に係る令第十四条の主務省令で定める事項は、第八条第一項第一号又は第二号に掲げる事項とする。

(権限の委任)

第二十条の二 法第六条の四第一項及び令第二十一条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第五号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一・二 (略)

三 令第十二条第一項に規定する権限

四 令第十三条から第十五条までに規定する権限

五 令第十六条に規定する権限

|                                                                                  |                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 2 法第六条の四第二項及び令第二十条第二項の規定により、前項に規定する権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。 | 2 法第六条の四第二項及び令第二十一条第二項の規定により、前項に規定する権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。 |
| 3・4 (略)                                                                          | 3・4 (略)                                                                           |

附 則

この省令は、令和七年十一月一日から施行する。

○厚生労働省令第七号

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第四条の三第一項及び第十四条第二項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 上野賢一郎

令和七年十月二十九日

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

(毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正)

第一条 毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

| 改 正 後                                                                                                                                                                                     | 改 正 前                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 別表第一(第四条の二関係)<br>(略)<br>劇物<br>一〇四十九の五 (略)<br>四十九の六 四一二一(四一ターシャリープチルフエニル)エトキシ」キナゾリン(別名フエナザキン)及びこれを含有する製剤。ただし、四一二一(四一ターシャリープチルフエニル)エトキシ」キナゾリン一九・四％以下を含有するものを除く。<br>四十九の七〇四十九の九<br>五十六十七 (略) | 別表第一(第四条の二関係)<br>(略)<br>劇物<br>一〇四十九の五 (略)<br>(新設)                                                                       |
| 第二十条 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を次の表のように改正する。<br>(傍線部分は改正部分)                                                                                                                                         |                                                                                                                         |
| 改 正 後<br>(毒物又は劇物の譲渡手続に係る書面)<br>第十二条の二 法第十四条第二項の規定により作成する書面は、譲受人が押印し、又は署名した書面とする。<br>別表第一(第四条の二関係)<br>(略)<br>劇物<br>一〇四十九の二 (略)                                                             | 改 正 前<br>(毒物又は劇物の譲渡手続に係る書面)<br>第十二条の二 法第十四条第二項の規定により作成する書面は、譲受人が押印した書面とする。<br>別表第一(第四条の二関係)<br>(略)<br>劇物<br>一〇四十九の二 (略) |

十 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。  
イ 塩素酸ナトリウム四七・五％以上五二・五％以下を含有する製剤（粉粒状に加工をしたものを除く。）（炭酸水素ナトリウム二七％以上三七％以下を含有するものに限る。）  
ロ 爆発薬  
十の二・六十七 （略）

十 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。  
（新設）  
十の二・六十七 （略）

附則  
この省令は、令和七年十一月一日から施行する。

## その他告示

### ○法務省告示第百二十八号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七條ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録の認証等に関する事務（公証人法施行規則（昭和二十四年法務府令第九号）第十一条第二項ただし書に規定する事務をいう。）を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。  
令和七年十月二十九日

法務大臣 平口 洋

横浜地方事務局所属 喜多 剛久

### ○法務省告示第百二十九号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年十月二十九日

法務大臣 平口 洋

認証紛争解決事業者の名称及び住所

株式会社A to J

大阪府大阪市北区角田町八番四十七号

変更の内容

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六條第六号、第七号、第十三号及び第十五号に係る変更

変更の認証年月日

令和七年十月二十日

ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。  
○法務省告示第百三十号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。  
令和七年十月二十九日

法務大臣 平口 洋

認証紛争解決事業者の名称及び住所

株式会社DDR

東京都港区虎ノ門四―三―二城山トラストコーポレート―二―一

変更の内容

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六條第一号及び第十五号に係る変更

変更の認証年月日

令和七年十月二十日

### ○農林水産省告示第千五百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
令和七年十月二十九日

保安林の所在場所

農林水産大臣 鈴木 憲和  
求名字梶原一〇七の一

指定の目的

土砂の崩壊の防備

指定実施要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。  
○農林水産省告示第千五百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
令和七年十月二十九日

保安林の所在場所

農林水産大臣 鈴木 憲和  
焼崎一〇六八の一、字八郷二二六三の五（次の図に示す部分に限る。）

指定の目的

土砂の崩壊の防備

指定実施要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
令和七年十月二十九日

保安林の所在場所

農林水産大臣 鈴木 憲和  
奥中字大姫九七六の四・九七六の五・九七六の一〇から九七六の一二まで・九七六の二三（以上六筆について次の図に示す部分に限る）、九七六の三三、九七六の三四

指定の目的

土砂の崩壊の防備

指定実施要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十九号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
令和七年十月二十九日

保安林の所在場所

農林水産大臣 鈴木 憲和  
ツ屋一七字庄ヶ谷一、一一九字一ノ瀬谷七の一から七の三まで、八の一

指定の目的

土砂の流出の防備

指定実施要件

（一）立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

一 七字庄ヶ谷一・一一九字一ノ瀬谷七の三・八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。

3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
令和七年十月二十九日

保安林の所在場所

農林水産大臣 鈴木 憲和  
谷三三三崩谷一四から一六まで、三四字迫脇一五、二一

指定の目的

土砂の流出の防備

指定実施要件

（一）立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

三三三崩谷一四から一六まで・三四字迫脇一五・二一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。